

広島県告示第三百十五号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によつて、国際拠点港湾広島港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、平成二十九年八月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県広島港湾振興事務所港営課において縦覧に供する。

平成二十九年五月十八日

広島港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 國際拠点港湾広島港放置等禁止区域
海田明神地区

1 区域の範囲

基点一から基点一三までの点を順次結んだ線及び基点一二と基点一を結んだ線により囲まれた区域

2 点の位置（基点の標示角度は真北による。）

基準点 広島市南区黄金山町一二五六番二の国土地理院二等三角点「仁保島」（北緯

三四度二二分〇一秒九七四八、東経一三三度二九分二六秒三四四〇、標高二二一・四七

メートル）

基点一 基準点から一〇三度三八分二四秒二、六三九・一七メートルの点

基点二 基点一から一四八度の方向五七メートルの点

基点三 基点二から五七度の方向一四二メートルの点

基点四 基点三から一四五度の方向一三メートルの点

基点五 基点四から五七度の方向一三九メートルの点

基点六 基点五から五八度の方向四二メートルの点

基点七 基点六から六〇度の方向七五メートルの点

基点八 基点七から一五〇度の方向一五四メートルの点

基点九 基点八から二四〇度の方向六九メートルの点

基点一〇 基点九から一四九度の方向二三メートルの点

基点一一 基点一〇から六〇度の方向六九メートルの点

基点一二 基点一一から一五〇度の方向七〇三メートルの点

基点一三 基点一二から六一度の方向七メートルの点

基点一四 基点一三から一五一度の方向二一メートルの点

基点一五 基点一四から一三八度の方向一〇八メートルの点

基点一六 基点一五から三二八度の方向二三四メートルの点

基点一七 基点一六から三三〇度の方向二三四メートルの点

基点一八 基点一七から三三二度の方向五九メートルの点

基点一九 基点一八から三三八度の方向三三六メートルの点
基点二〇 基点一九から一三七度の方向一八六メートルの点
基点二一 基点一〇から三三五度の方向一三メートルの点
基点二二 基点一一から一三七度の方向一四四メートルの点
基点二三 基点一二から三二八度の方向一〇七メートルの点

二 国際拠点港湾広島港放置等禁止物件
船舶